

平成29年4月1日改正 キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は平成29年4月より、全てのコースで生産性要件が設定されます。
 なお、キャリアアップ助成金を申請する場合は、事前にキャリアアップ計画の提出が必要となります。

1. コース区分の変更

これまで、①正社員化コース ②人材育成コース ③処遇改善コースの3コースが下の8コースに変更

① 正社員化コース	⑤ 賃金規定等共通化コース
② 人材育成コース	⑥ 諸手当制度共通化コース（新規）
③ 賃金規定等改定コース	⑦ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース（新規）
④ 健康診断制度コース	⑧ 短時間労働者労働時間延長コース

2. 正社員化コース

正規雇用労働者に「多様な正社員（勤務地・職務限定・短時間正社員）」を含めることとし、多様な正社員へ転換した場合の助成額を増額（大企業は下記の額の75%）

有期 ⇒ 正規：1人当たり57万円（生産性の向上が認められる場合は、72万円）

無期 ⇒ 正規：1人当たり28.5万円（生産性の向上が認められる場合は、36万円）

3. 人材育成コース

- ・中長期的キャリア形成訓練の様式が一般職業訓練と統合されます。
- ・1年度1事業所当たりの支給限度額が、500万円から1,000万円になります。

4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新に設け、適用した場合に助成（大企業は下記の額の75%）

1事業所当たり：38万円（生産性の向上が認められる場合は48万円）

5. 選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合、基本給の総額割合に応じて下表の額を助成（大企業は、①②④⑤は75%、③70%）

なお、「労使合意に基づく社会保険の適用拡大措置」については、キリン通信758号（平成29年3月24日）でご確認ください。

① 3%以上5%未満	1人当たり19,000円（生産性の向上が認められる場合24,000円）
② 5%以上7%未満	1人当たり38,000円（生産性の向上が認められる場合48,000円）
③ 7%以上10%未満	1人当たり47,500円（生産性の向上が認められる場合60,000円）
④ 10%以上14%未満	1人当たり76,000円（生産性の向上が認められる場合96,000円）
⑤ 14%以上	1人当たり95,000円（生産性の向上が認められる場合120,000円）

※ 1事業所当たり1回のみ、支給申請上限人数は30人まで。対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。

生産性要件とは

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

- 1) 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること
- 2) 「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{原価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※ 「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。